

加入対象者

品目横断的経営安定対策の対象となる担い手は、認定農業者のほか、経営主体としての実体を有する集落営農組織として、特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織とする。

<特定農業団体と同様の要件>



規模要件

基本原則

認定農業者

都府県：4ha

北海道：10ha

特定農業団体又はこれと同様の要件を満たす組織

: 20ha

特例

(都道府県知事からの申請に基づき国が設定)

物理的制約に応じた特例

生産調整に応じた特例

所得に応じた特例